

砺波都市計画区域マスタープラン(砺波都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章 砺波都市計画区域	第 2 章 砺波都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1) 都市づくりの基本理念	1) 都市づくりの基本理念
① 現況と課題	① 現況と課題
<p>本区域は、富山県西部の一級河川庄川によって形成された砺波平野の中央部に位置し、美しい散居村の景観を形成する田園地帯が広がっている。</p> <p>J R 砺波駅周辺の市街地は、江戸時代の町立てに端を発しており、現在に至るまで本区域全体の中心的役割を担う地区として発展してきた。</p> <p>人口については昭和 4 8 年以降増加傾向にあるが、住宅団地の開発や工場立地が用途地域外で進んでいる等、郊外への拡散化傾向が見られ、用途地域内に人口を集約するコンパクトなまちづくりが課題となっている。</p> <p>土地利用については、土地区画整理事業により市街地が項次整備されてきているが、用途地域内にはまだ多くの農地が残る状態となっており、市街化が望まれる。また、農村部では宅地開発等により散居村の景観の悪化などが懸念されている。</p> <p>交通基盤については、北陸自動車道の砺波インターチェンジが砺波市街地南部に位置しているほか、南北に一般国道 156 号、東西に一般国道 359 号などが通っており、交通の要衝となっている。また、J R 城端線の砺波駅をはじめとする鉄道駅が交通結節点としての機能を果たしている。今後も交通の要衝地として、さらなる広域的な連携を図るため、公共交通も含めた周辺都市への交通ネットワークの強化と、健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。</p>	<p>本区域は、富山県西部の一級河川庄川によって形成された砺波平野の中央部に位置し、美しい散居村の景観を形成する田園地帯が広がっている。</p> <p>J R <u>城端線</u> 砺波駅周辺の市街地は、江戸時代の町立てに端を発しており、現在に至るまで本区域全体の中心的役割を担う地区として発展してきた。</p> <p>人口については <u>平成 17 年をにピークを迎え、以降は減少傾向に転じているもので推移しており、少子高齢化が進行しているが、住宅団地の開発や工場立地が用途地域外で進んでいる等、郊外への拡散化傾向が見られ、用途地域内に人口を集約するコンパクトなまちづくりが課題となっている。</u></p> <p>土地利用については、土地区画整理事業により市街地が順次整備されてきているが、用途地域内にはまだ多くの農地が残る状態となっている。また、農村部では宅地開発等により散居村の景観の悪化などが損なわれることが懸念されている。</p> <p>交通基盤については、<u>北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジが庄川左岸に、砺波インターチェンジが砺波市街地南部に位置しているほか、市内を南北に一般国道 156 号及び北陸新幹線と接続する J R 城端線が、東西に一般国道 359 号などが通っており、中心部に J R 城端線砺波駅や北陸自動車道砺波インターチェンジ、高岡市との市域境界に高岡砺波スマートインターチェンジ、小矢部市との市域境界に北陸自動車道と東海北陸自動車道及び能越自動車道が交わる小矢部砺波ジャンクションを有する</u>交通の要衝となっている。<u>また、J R 城端線の砺波駅をはじめとする鉄道駅が交通結節点としての機能を果たしている。</u>今後も交通の要衝地として、さらなる広域的な連携を図るため、公共交通も含めた周辺都市への交通ネットワークの強化と、健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。</p>
② 都市計画の基本理念	② 都市計画の基本理念
<p>庄川の恵まれた水資源や、緑豊かな屋敷林に囲まれた農家が点在する散居村を地域固有の財産として継承し、花や緑を大切に健康で笑顔あふれる暮らしを送ることができる都市を目指すため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。</p> <p>～庄川と散居に広がる 健康フラワー都市 となみ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆとりある生活を送れる快適で魅力的な都市づくり ○ 都市の魅力を高め活発に交流する都市づくり ○ 砺波らしい地域固有風土を継承する美しい景観づくり 	<p><u>清流「庄川」と豊かな「里山」、そして「散居」に育まれた「花と緑のまち」を将来に継承するとともに、全ての市民が住みよさや幸せを実感し、いつまでも暮らし続けたい「選ばれるまち 砺波」を目指すため、本区域の将来像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。</u></p> <p><u>～庄川と散居が織りなす花と緑のまち～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>みらいに活力をつなげる まちづくり</u> ○ <u>なごやかな暮らしを育む 安心づくり</u>

<p>○ 水と緑に恵まれた安全で安心して暮らせる都市環境づくり</p>	
<p>○ゆとりある生活が送れる快適で魅力的な都市づくり 商業施設の集積や企業誘致などにより広域圏の中核としてふさわしい都市機能の集積を図る。</p>	<p><u>○みらいに活力をつなげるまちづくり</u> 商業施設の集積や企業誘致などにより<u>砺波</u>広域圏の中核としてふさわしい都市機能の集積を図る。</p>
<p>○都市の魅力を高め活発に交流する都市づくり 地域資源を活かした都市施設の有効活用や、内外の交流を促進する円滑な交通網の整備を進める。</p>	<p>地域資源を活かした都市施設の有効活用や、内外の交流を促進する円滑な交通網の整備を進める。</p>
<p>○砺波らしい地域固有風土を継承する美しい景観づくり 散居村など景観の維持・保全及び継承に努め、砺波らしい美しい景観づくりを推進する。</p>	<p><u>○なごやかな暮らしを育む安心づくり</u> 散居村など景観の維持・保全及び継承に努め、砺波らしい美しい景観づくりを推進する。</p>
<p>○水と緑に恵まれた安全で安心して暮らせる都市環境づくり 豊かな自然環境を保全するとともに、災害に強い安全で安心な都市づくりを進める。</p>	<p>豊かな自然環境を保全するとともに、<u>道路や上下水道、その他都市施設の耐震化を進め</u>、災害に強い安全で安心な都市づくりを進める。</p>
<p>2) 地域毎の市街地像</p>	<p>2) 地域毎の市街地像</p>
<p>本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。</p>	<p>本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。</p>
<p>① 砺波市街地地域</p>	<p>① 砺波市街地地域</p>
<p>本区域の中核をなす砺波駅周辺の市街地であり、北陸自動車道をはじめ、国道156号や国道359号が交差する交通の要衝となっているほか、市役所、警察署、病院など主要な公共施設が立地している。</p> <p>砺波駅周辺や大型商業施設周辺、幹線道路沿線については商業地として位置づけるとともに、その周辺を住宅地として位置づけ、土地区画整理事業等の面的整備などにより、都市機能と居住空間が近接する快適な市街地の形成を目指す。</p> <p>砺波インターチェンジ周辺及び国道沿道では、交通利便性を活かして工場、事業所などの集積を図る。</p>	<p>本区域の中核をなす<u>JR城端線</u>砺波駅周辺の市街地であり、北陸自動車道をはじめ、<u>一般</u>国道156号や<u>一般</u>国道359号が交差する交通の要衝となっているほか、市役所、警察署、病院など主要な公共施設が立地している。</p> <p><u>JR城端線</u>砺波駅周辺や大型商業施設周辺、幹線道路沿線については商業地として位置づけるとともに、その周辺を住宅地として位置づけ、土地区画整理事業等の面的整備などにより、都市機能と居住空間が近接する快適な市街地の形成を目指す。</p> <p><u>北陸自動車道</u>砺波インターチェンジや<u>高岡砺波スマートインターチェンジ</u>周辺及び国道沿道では、交通利便性を活かして工場、事業所などの集積を図る。</p>
<p>② 庄川市街地地域</p>	<p>② 庄川市街地地域</p>
<p>庄川扇状地の頂部に位置する旧庄川町の市街地であり、地域住民の日常的生活利便施設が集積するほか、市街地とその周辺には観光施設が多く立地している。</p> <p>今後とも、商業施設や公共サービス施設等の立地誘導を図るとともに、良好な住環境を保全・形成する等、快適な市街地環境の形成に努める。また、庄川温泉郷や舟戸公園、県定公園に指定されているエリアなどについては、豊かな自然環境を活かした余暇活動の場としてレクリエーション機能の維持・拡充を図る。</p>	<p>庄川扇状地の<u>扇</u>頂部に位置する旧庄川町の市街地であり、地域住民の日常的生活利便施設が集積するほか、市街地とその周辺には観光施設が多く立地している。</p> <p>今後とも、商業施設や公共サービス施設等の立地誘導を図るとともに、良好な住環境を保全・形成する等、快適な市街地環境の形成に努める。また、庄川温泉郷や舟戸公園、県定公園に指定されているエリアなどについては、豊かな自然環境を活かした余暇活動の場としてレクリエーション機能の維持・拡充を図る。</p>
<p>③ 農村地域</p>	<p>③ 農村地域</p>

<p>郊外部の田園地帯であり、散居景観が残っている地域であるが、住宅団地等の開発による市街化が一部において進み、土地利用形態に変化がみられる。</p> <p>このため、住宅団地等の開発は用途地域内へ誘導する等、無秩序な市街化を抑制するとともに、地域内の住宅や工場については緑の配置に配慮する等、良好な農地や散居景観との調和に努める。</p>	<p>郊外部の田園地帯であり、散居景観が残っている地域であるが、住宅団地等の開発による市街化が一部において進み、土地利用形態に変化がみられる。</p> <p>このため、住宅団地や工場等の開発は用途地域内や工業団地適地へ誘導する等、無秩序な市街化を抑制するとともに、地域内の住宅や工場については緑の配置に配慮する等、良好な農地や散居景観との調和に努める。</p>
<p>④丘陵山間地域</p>	<p>④ 丘陵山間地域</p>
<p>本区域の自然環境の骨格を形成する庄川の東側丘陵地については、観光・レクリエーションの場として活用を図るとともに、優れた環境と景観の保全を図る。また、山裾に広がる集落地については、中心市街地との連携を図るとともに、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。</p>	<p>本区域の自然環境の骨格を形成する庄川の東側丘陵地については、観光・レクリエーションの場として活用を図るとともに、優れた環境と景観の保全を図る。また、山裾に広がる集落地については、中心市街地との連携を図るとともに、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。</p>
<p>3) 目標年次</p>	<p>3) 目標年次</p>
<p>本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。</p> <p>都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。</p>	<p>本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23 (2041) 年とする。</p> <p>都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和 13 (2031) 年とする。</p>
<p>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p>	<p>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p>
<p>1) 区域区分の決定の有無</p>	<p>1) 区域区分の決定の有無</p>
<p>本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</p> <p>本区域の人口は平成 17 年現在 49,429 人であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になると予想されている。ただし、これまで用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては、用途地域内を上回る人口増加がみられるため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。</p> <p>このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。</p> <p>また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。</p> <p>このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。</p>	<p>本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</p> <p><u>本区域の人口は、平成 27 (2015) 年現在 48,987 人で減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u></p> <p><u>これまで、用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。</u></p> <p>また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。</p> <p>このように、本区域においては、人口の減少が予想され、<u>今後とも</u>区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。</p>
<p>3 主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>3 主要な都市計画の決定の方針</p>
<p>1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p>

<p>①主要用途の配置の方針</p>	<p>① 主要用途の配置の方針</p>
<p>散居村に代表される豊かな田園環境や、庄川などの自然環境と、都市的土地利用との調和のとれた、ゆとりとうるおいのある生活環境を後世に継承するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。</p>	<p>散居村に代表される豊かな田園環境や、庄川などの自然環境と、都市的土地利用との調和のとれた、ゆとりとうるおいのある生活環境を後世に継承するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。</p>
<p>a 商業地</p>	<p>a 商業地</p>
<p>砺波駅周辺の中心市街地や既存の大型商業施設、幹線道路の沿線等を商業地として配置し、それぞれの立地特性などに応じて既存商業施設の活性化及び商業施設の集積促進を図る。</p> <p>このうち、中心市街地の商業地については、商業施設のみならず本区域の中核にふさわしい各種都市機能の集積を図るものとする。一般国道 156 号や都市計画道路豊町高道線、都市計画道路栄町苗加線の沿道など幹線道路沿線の商業地については、施設を利用する自動車交通が本線交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の配置などに配慮するとともに本区域の都市軸にふさわしい沿道景観の創出を目指す。</p> <p>庄川地域の観光施設が立地する地区においては、観光型の商業地を配置し、その土地利用を今後とも継続しながら、周辺のレクリエーション施設や庄川などの自然環境と一体となった人々のふれあいと交流の拠点として、機能拡充に努める。</p>	<p><u>J R城端線</u> 砺波駅周辺の中心市街地や既存の大型商業施設、幹線道路の沿道等を商業地として配置し、それぞれの立地特性などに応じて既存商業施設の活性化及び商業施設の集積促進を図る。</p> <p>このうち、中心市街地の商業地については、商業施設のみならず本区域の中核にふさわしい各種都市機能の集積を図るものとする。一般国道 156 号や都市計画道路豊町高道線、都市計画道路栄町苗加線の<u>沿道</u>など幹線道路沿線の商業地については、施設を利用する自動車交通が本線交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の配置などに配慮するとともに本区域の都市軸にふさわしい沿道景観の創出を目指す。</p> <p>庄川地域の観光施設が立地する地区においては、観光型の商業地を配置し、その土地利用を今後とも継続しながら、周辺のレクリエーション施設や庄川などの自然環境と一体となった人々のふれあいと交流の拠点として、機能拡充に努める。</p>
<p>b 工業地</p>	<p>b 工業地</p>
<p>既存の工業団地や矢木地域、砺波インターチェンジ周辺等の工業系用途地域を工業地として位置づける。今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、既存企業の振興や新規企業の誘致等において適切な土地利用の誘導を図る。</p> <p>また、北陸自動車道の（仮称）高岡砺波スマートインターチェンジ周辺については、交通利便性の高い工業地として適切な土地利用の誘導を図るため、地区計画、特定用途制限地域などの指定を検討する。</p> <p>なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。</p>	<p>既存の工業団地や矢木地域、<u>北陸自動車道</u> 砺波インターチェンジ周辺等の工業系用途地域を工業地として位置づける。今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、既存企業の振興や新規企業の誘致等において適切な土地利用の誘導を図る。</p> <p>また、北陸自動車道<u>の（仮称）</u>高岡砺波スマートインターチェンジ周辺については、交通利便性の高い工業地として適切な土地利用の誘導を図るため、地区計画、特定用途制限地域などの指定を検討する。</p> <p>なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。</p>
<p>c 住宅地</p>	<p>c 住宅地</p>
<p>中心市街地の商業地の周辺及び幹線道路沿線の商業地の背後地等に住宅地を配置し、用途地域内における居住人口の増加を図る。このうち、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等の都市基盤整備により計画的な市街地形成を図る。</p> <p>また、用途地域外における宅地開発については、散居村の環境・景観に配慮する。</p>	<p><u>中心市街地の商業地の周辺及び幹線道路沿線の商業地の背後地等に住宅地を配置し、用途地域内へ居住誘導を図る。このうち、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等の都市基盤整備により計画的な市街地形成を図る。</u></p> <p>また、用途地域外における宅地開発については、散居村の環境・景観に配慮する。</p>
<p>②土地利用の方針</p>	<p>② 土地利用の方針</p>
<p>a 土地の高度利用に関する方針</p>	<p>a 土地の高度利用に関する方針</p>
<p>砺波駅周辺は、本区域全体の中心的役割を担う地区である。しかしながら砺波駅北部では密集市街地の改善、既存商店街の活性化が課題となっており、道路配置や街区構成の見直し、更に居住機能の確保が必要となっている。また駅南側では、砺波駅南土地区画整理事業によって</p>	<p><u>J R城端線</u> 砺波駅周辺は、本区域全体の中心的役割を担う地区である。しかしながら<u>J R城端線</u> 砺波駅北<u>側</u>では密集市街地の改善、既存商店街の活性化が課題となっており、道路配置や街区構成の見直し、更に居住機能の確保が必要となっている。また<u>J R城端線</u> 駅南側では、</p>

<p>区画道路の整備が完了しており、今後も駅北側と一体となった商業施設の集積、業務拠点の充実、居住環境の整備が求められている。</p> <p>このことから、砺波駅周辺において、既存商業施設の活性化や中高層住宅などの建設促進によって土地の高度利用を推進し、本区域の中核にふさわしい魅力ある生活拠点市街地の形成を図る。</p>	<p>砺波駅南土地区画整理事業によって区画道路の整備が完了しており、今後も J R 城端線 駅北側と一体となった商業施設の集積、業務拠点の充実、居住環境の整備が求められている。</p> <p>このことから、J R 城端線 砺波駅周辺において、既存商業施設の活性化や中高層住宅などの建設促進によって土地の高度利用を推進し、本区域の中核にふさわしい魅力ある生活拠点市街地の形成を図る。</p>
<p>b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p>	<p>b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p>
<p>中心市街地の活性化を支えるまちなか居住を促進するため、特に砺波駅周辺については、商業・業務施設と住宅の用途の複合化を図る。</p> <p>また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。</p>	<p>中心市街地の活性化を支えるまちなか居住を促進するため、特に J R 城端線 砺波駅周辺については、商業・業務施設と住宅の用途の複合化を図る。</p> <p>また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。</p>
<p>c 居住環境の改善又は維持に関する方針</p>	<p>c 居住環境の改善又は維持に関する方針</p>
<p>砺波駅北部の既成市街地については、一部に狭隘な道路が多く、災害時の安全性の確保が懸念されていることから、土地区画整理事業や街路事業などの活用によって密集市街地の改善を図る。</p> <p>住宅地のうち、既に土地区画整理事業が完了した区域においては、早期の住宅建設促進を図るとともに、地区計画、建築協定などの導入によって今後とも良好な街並みが維持されるよう努める。</p> <p>また、その他の用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。</p>	<p>J R 城端線 砺波駅北側部の既成市街地については、一部に狭隘な道路が多く、災害時の安全性の確保が懸念されていることから、土地区画整理事業や街路事業などの活用によって密集市街地の改善を図る。</p> <p>住宅地のうち、既に土地区画整理事業が完了した区域においては、早期の住宅建設促進を図るとともに、地区計画、建築協定などの導入によって今後とも良好な街並みが維持されるよう努める。</p> <p>また、その他の用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。</p>
<p>d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p>	<p>d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p>
<p>住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、砺波チューリップ公園、砺波総合運動公園、舟戸公園を本区域の拠点的な緑地として位置づける。また、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努める。</p>	<p>住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、砺波チューリップ公園、砺波総合運動公園、舟戸公園を本区域の拠点的な緑地として位置づける。また、身近な憩いの場となる既存の都市公園の 機能充実 や利用促進に努める。</p>
<p>e 優良な農地との健全な調和に関する方針</p>	<p>e 優良な農地との健全な調和に関する方針</p>
<p>本区域の農地は、散居村による美しい景観が形成されているが、住宅団地等の開発が進みつつあることから、今後は、建築形態規制の適用や条例等による規制・誘導策の導入などにより、都市と農村との調和を図る。</p>	<p>本区域の農地は、散居村による美しい景観が形成されているが、住宅団地等の開発が進みつつあることから、今後は、建築形態規制の適用や条例等による規制・誘導策の導入などにより、都市と農村との調和を図る。</p>
<p>f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p>	<p>f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p>
<p>庄川東側の丘陵山間地域には、地すべり危険箇所や土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。</p>	<p>庄川東側の丘陵山間地域には、地すべり危険箇所や土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく 土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については 開発の抑制に努める。</p> <p>また、本区域は庄川等の流域に位置し、市街地の一部大部分が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保などの</p>

	<u>取組みにより、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域を流れる庄川については、鮎などが生息する清流であり、多くの動植物の生息・生育地となっていることから、今後とも水辺の自然環境の保全を図る。庄川東側の丘陵地については、本区域における自然環境の核をなしていることから、森林などの保全を図るとともに、自然に親しむことができるレクリエーション地区としても活用する。	本区域を流れる庄川については、鮎などが生息する清流であり、多くの動植物の生息・生育地となっていることから、今後とも水辺の自然環境の保全を図る。庄川東側の丘陵地については、本区域における自然環境の核をなしていることから、森林などの保全を図るとともに、自然に親しむことができるレクリエーション地区としても活用する。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
本区域においては、現用途地域への立地誘導を基本としながら、住宅・商業地等に対する需要に応じて、農林業への配慮を行いつつ必要に応じて用途地域の見直しを検討する。 更に、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、地区計画、特定用途制限地域などの指定や、条例等による規制・誘導策の導入による適正な土地利用コントロールを図る。	本区域においては、現用途地域への立地誘導を基本としながら、住宅・商業地等に対する需要に応じて、農林業への配慮を行いつつ必要に応じて用途地域の見直しを検討する。 更に、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、地区計画、特定用途制限地域などの指定や、 条例等による規制・誘導策の導入 による適正な土地利用の <u>規制・誘導</u> を図る。
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針	2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	① 基本方針
本区域では、北陸自動車道の砺波インターチェンジが市街地南部に位置し、一般国道 156 号、一般国道 359 号がそれぞれ南北、東西方向の広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として市街地を通過しているほか、多くの都市間連携を担う幹線道路が市街地から放射状に伸びているなど、交通の要衝となっている。 更に、北陸自動車道の（仮称）高岡砺波スマートインターチェンジの整備が予定されており、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されている。 今後も、都市間連携を担う幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。 市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には JR 城端線の砺波駅など 3 駅がある。今後も、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、北陸自動車道の 砺波 インターチェンジが市街地南部に位置し、一般国道 156 号、一般国道 359 号がそれぞれ南北、東西方向の広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として市街地を通過しているほか、多くの都市間連携を担う幹線道路が市街地から放射状に伸びているなど、交通の要衝となっている。 更に、北陸自動車 の（仮称） 道高岡砺波スマートインターチェンジが <u>整備され、広域交通の利便性がより一層向上している。</u> 今後も、都市間連携を担う幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。 市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 <u>また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バス、市営バス、デマンド型交通などがあり、区域内には JR 城端線と砺波駅など 3 駅がある。今後も、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢化社会に対応した利便性の高い公共交通サービスの確保に努める。</u>
②主要な施設の配置の方針	② 主要な施設の配置の方針
広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、都市計画道路国道 156 号線、都市計画道路国道 156 号（庄川）線、都市計画道路砺波福光線、都市計画道路国道 359 号バイパス線、都市計画道路出町庄東間国道 359 号バイパス線を配置する。また、環状機能を有する幹線道路として、都市計画道路栄町苗加線を市街地の外郭に配置する。 既成市街地内においては、都市計画道路中央町鷹栖線、都市計画道路駅前栄町線、都市計画道路杉木中神線、都市計画道路中神線、都市計画道路鍋島中神線、都市計画道路栄町鷹栖線の	広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、都市計画道路国道 156 号線、都市計画道路国道 156 号（庄川）線、都市計画道路砺波福光線、都市計画道路国道 359 号バイパス線、都市計画道路出町庄東間国道 359 号バイパス線を配置する。また、環状機能を有する幹線道路として、都市計画道路栄町苗加線を市街地の外郭に配置する。 既成市街地内においては、都市計画道路中央町鷹栖線、都市計画道路駅前栄町線、都市計画道路杉木中神線、都市計画道路中神線、都市計画道路鍋島中神線、都市計画道路栄町鷹栖線の

<p>配置により、市街地の骨格となる幹線道路を整えるとともに歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。</p> <p>また、公共交通については、JR城端線の各駅周辺において、パークアンドライド駐車場や自転車駐車場等の配置を必要に応じて検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。</p>	<p>配置により、市街地の骨格となる幹線道路を整えるとともに歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。</p> <p>また、公共交通については、<u>市営バスやデマンド型交通、JR城端線等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、持続可能な交通ネットワークの形成により、誰もが利用しやすい地域公共交通の維持・活性化を推進する。</u></p>																																										
<p>③主要な施設の整備目標</p>	<p>③ 主要な施設の整備目標</p>																																										
<p>優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="403 611 1418 1062"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>3・3・2 栄町苗加線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・3・3 国道156号(庄川)線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・5 中央町鷹栖線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・7 駅前栄町線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・22 杉木中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・23 中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・5・14 鍋島中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・5・16 栄町鷹栖線</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	道路	3・3・2 栄町苗加線		3・3・3 国道156号(庄川)線		3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線		3・4・5 中央町鷹栖線		3・4・7 駅前栄町線		3・4・22 杉木中神線		3・4・23 中神線		3・5・14 鍋島中神線		3・5・16 栄町鷹栖線	<p>優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1549 611 2564 1104"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>3・3・2 栄町苗加線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・3・3 国道156号(庄川)線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・5 中央町鷹栖線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・7 駅前栄町線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・22 杉木中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・4・23 中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・5・14 鍋島中神線</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3・5・15 春日町永福町線</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3・5・16 栄町鷹栖線</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	道路	3・3・2 栄町苗加線		3・3・3 国道156号(庄川)線		3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線		3・4・5 中央町鷹栖線		3・4・7 駅前栄町線		3・4・22 杉木中神線		3・4・23 中神線		3・5・14 鍋島中神線		<u>3・5・15 春日町永福町線</u>		3・5・16 栄町鷹栖線
種別	名称																																										
道路	3・3・2 栄町苗加線																																										
	3・3・3 国道156号(庄川)線																																										
	3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線																																										
	3・4・5 中央町鷹栖線																																										
	3・4・7 駅前栄町線																																										
	3・4・22 杉木中神線																																										
	3・4・23 中神線																																										
	3・5・14 鍋島中神線																																										
	3・5・16 栄町鷹栖線																																										
種別	名称																																										
道路	3・3・2 栄町苗加線																																										
	3・3・3 国道156号(庄川)線																																										
	3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線																																										
	3・4・5 中央町鷹栖線																																										
	3・4・7 駅前栄町線																																										
	3・4・22 杉木中神線																																										
	3・4・23 中神線																																										
	3・5・14 鍋島中神線																																										
	<u>3・5・15 春日町永福町線</u>																																										
	3・5・16 栄町鷹栖線																																										
<p>2—2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p>	<p>2—2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p>																																										
<p>① 基本方針</p>	<p>①基本方針</p>																																										
<p>a 下水道</p>	<p>a 下水道</p>																																										
<p>快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。</p> <p>汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。</p> <p>雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。</p>	<p>快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。</u></p> <p>汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。</p> <p>雨水については、<u>速やかな</u>排除を図り、浸水被害の防止に努める。</p>																																										
<p>b 河川</p>	<p>b 河川</p>																																										
<p>浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。</p>	<p>浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。</p>																																										
<p>② 主要な施設の配置の方針</p>	<p>②主要な施設の配置の方針</p>																																										

<p>a 下水道</p> <p>汚水については、市街地及び農村部のみ整備地区の早期完了を目指して整備を進める。 市街地の浸水対策については、中神地区の雨水幹線の整備などにより円滑な雨水の排除を図る。</p>	<p>a 下水道</p> <p>汚水については、市街地及び農村部の未整備地区の早期完了を目指して整備を進める。 <u>J R城端線砺波駅周辺</u>の市街地の浸水対策については、<u>中神地区</u>の雨水幹線や<u>貯留施設調整池</u>の整備などにより円滑な雨水の排除を図る。</p>												
<p>b 河川</p> <p>各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、庄川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>	<p>b 河川</p> <p>各河川や地域の特性を考慮して、<u>護岸改修や砂防えん堤等</u>の最適な治水施設を配置するとともに、<u>農業用水などの利水など、総合的な対策の推進に努める。特に近年において局地的豪雨や台風被害などが多いことを考慮し、急激な宅地化などにより排水機能が低下している箇所については、国営附帯県営農地防災事業などを活用しながら、用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施する。</u> 庄川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。 <u>また、庄川流域の各河川では国、県、市などあらゆる関係者が一体となって「流域治水」を推進し、浸水被害の軽減を図る。</u></p>												
<p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p>優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="403 1108 1418 1249"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>小矢部川公共下水道</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>砺波公共下水道</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	流域下水道	小矢部川公共下水道	公共下水道	砺波公共下水道	<p>③主要な施設の整備目標</p> <p>優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1549 1108 2564 1249"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>小矢部川<u>流域</u>下水道</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>砺波公共下水道</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	流域下水道	小矢部川 <u>流域</u> 下水道	公共下水道	砺波公共下水道
種別	名称												
流域下水道	小矢部川公共下水道												
公共下水道	砺波公共下水道												
種別	名称												
流域下水道	小矢部川 <u>流域</u> 下水道												
公共下水道	砺波公共下水道												
<p>2—3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。</p>	<p>2—3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。</p>												
<p>3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p>												
<p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>本区域では、良好な市街地の形成を図るため土地区画整理事業を実施している。今後とも、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な用途地域については、住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら積極的に面的整備事業を推進し、ゆとりある都市型居住環境の創出及び人口の定住促進を図る。 このうち出町東部第3地区については、今後、事業化に向けて取り組むこととする。また、</p>	<p>①主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>本区域では、良好な市街地の形成を図るため土地区画整理事業を実施している。今後とも、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な用途地域については、住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら積極的に面的整備事業を推進し、ゆとりある都市型居住環境の創出及び人口の定住促進を図る。 <u>春日町地内においては出町東部第3土地区画整理事業による市街地の面的整備を進めてい</u></p>												

<p>未利用地が多く残り新たな基盤整備が必要な中神地区、杉木地区については、引き続き、都市計画道路の整備とあわせた計画的な面的整備事業の推進を図る。</p>	<p><u>るところであり、都市計画道路の整備とあわせた計画的な市街地開発事業の推進を図る。</u></p>																
<p>②市街地整備の目標</p>	<p>②市街地整備の目標</p>																
<p>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="427 520 1400 703"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉木</td> <td>土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td>中神</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>出町東部第3</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	事業	杉木	土地区画整理事業	中神	〃	出町東部第3	〃	<p>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1567 529 2540 711"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉木</td> <td>土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td>中神</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>出町東部第3</td> <td>土地区画整理事業</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	事業	杉木	土地区画整理事業	中神	〃	出町東部第3	土地区画整理事業
地区名	事業																
杉木	土地区画整理事業																
中神	〃																
出町東部第3	〃																
地区名	事業																
杉木	土地区画整理事業																
中神	〃																
出町東部第3	土地区画整理事業																
<p>4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p>	<p>4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p>																
<p>①基本方針</p>	<p>①基本方針</p>																
<p>豊かな自然と身近にふれあうことができ広大なレクリエーション地となっている庄川や、増山城跡県定公園、夢の平県定公園などの丘陵地については、それぞれ川辺環境軸、山辺環境軸と位置づけ自然環境の保全を図る。</p> <p>市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化の抑制や散居村の景観に配慮した建築の誘導などによって、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。</p> <p>更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。</p>	<p>豊かな自然と身近にふれあうことができ広大なレクリエーション地となっている庄川や、増山城跡県定公園、夢の平県定公園などの丘陵地については、それぞれ川辺環境軸、山辺環境軸と位置づけ自然環境の保全を図る。</p> <p>市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化の抑制や散居村の景観に配慮した建築の誘導などによって、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。</p> <p>更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進し、<u>市民の憩いの場や地域コミュニティの場として機能するよう努める。</u></p>																
<p>②主要な緑地の配置の方針</p>	<p>②主要な緑地の配置の方針</p>																
<p>a 環境保全システムの配置の方針</p>	<p>a 環境保全システムの配置の方針</p>																
<p>多くの動植物の生息・生育地である庄川等の河川や水田、庄川東側の丘陵地においては、生態系の保全にも配慮し、その保全を図る。</p>	<p>多くの動植物の生息・生育地である庄川等の河川や水田、庄川東側の丘陵地においては、生態系の保全にも配慮し、その保全を図る。</p>																
<p>b レクリエーションシステムの配置の方針</p>	<p>b レクリエーションシステムの配置の方針</p>																
<p>砺波チューリップ公園、砺波総合運動公園、舟戸公園を総合的なレクリエーション拠点、丘陵地内の県定公園、県民公園を週末型のレクリエーション拠点と位置づけ、それぞれの整備・充実を図る。</p>	<p>砺波チューリップ公園、砺波総合運動公園、舟戸公園を総合的なレクリエーション拠点、丘陵地内の県定公園、県民公園を週末型のレクリエーション拠点と位置づけ、それぞれの整備・充実を図る。</p>																
<p>c 防災システムの配置の方針</p>	<p>c 防災システムの配置の方針</p>																
<p>市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防</p>	<p>市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防</p>																

<p>災の向上を図る。</p> <p>庄川東側の丘陵山間地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。</p>	<p>災の向上を図る。<u>ため、備蓄倉庫や非常用発電施設の設置など公園施設の機能向上を推進する。</u></p> <p>庄川東側の丘陵山間地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。</p>						
<p>d 景観構成システムの配置の方針</p>	<p>d 景観構成システムの配置の方針</p>						
<p>散居村の景観を後世に伝えるため、水田と屋敷林、更に散居村の背景をなす丘陵山間地も含めて一体的に保全を図る。</p> <p>また、砺波チューリップ公園を中心に市街地内及び周辺の都市公園を連絡する水と緑のネットワークを形成することにより、生活にうるおいをもたらす都市づくりを図る。</p>	<p>散居村の景観を後世に伝えるため、水田と屋敷林、更に散居村の背景をなす丘陵山間地も含めて一体的に保全を図る。</p> <p>また、砺波チューリップ公園を中心に市街地内及び周辺の都市公園を連絡する水と緑のネットワークを形成することにより、生活にうるおいをもたらす都市づくりを図る。</p>						
<p>③主要な施設の整備目標</p>	<p>③主要な緑地の確保目標</p>						
	<p><u>優先的におおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1540 779 2561 921"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 783 1789 829">種 別</th> <th data-bbox="1792 783 2555 829">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 831 1789 877"><u>総合公園</u></td> <td data-bbox="1792 831 2555 877"><u>砺波チューリップ公園</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 879 1789 926"><u>地区公園</u></td> <td data-bbox="1792 879 2555 926"><u>舟戸公園</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	<u>総合公園</u>	<u>砺波チューリップ公園</u>	<u>地区公園</u>	<u>舟戸公園</u>
種 別	名 称						
<u>総合公園</u>	<u>砺波チューリップ公園</u>						
<u>地区公園</u>	<u>舟戸公園</u>						